君津市条例第３６号

君津市空家等の適切な管理に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法の例による。

（当事者間における解決の原則）

第３条　空家等が適切に管理されていないことに起因して、被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、当事者間において解決を図ることを原則とする。

（軽微な安全措置）

第４条　市長は、空家等が適切に管理されていないことに起因する人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため緊急の必要があると認めるときは、飛散するおそれのある部材の移動その他規則で定める必要最小限の軽微な措置を講ずることができる。

２　市長は、前項に規定する措置を講じたときは、当該措置を講じた空家等の所有者等に当該措置の内容を通知するものとする。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（緊急代行措置）

第５条　市長は、法第１４条第１項に規定する助言若しくは指導又は同条第２項の規定による勧告を行った場合において、特定空家等の所有者等からこれらに係る措置を履行することができない旨の申出があったときは、当該申出に正当な理由があり、かつ、緊急に当該措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置に要する費用を特定空家等の所有者等が負担することその他規則で定める事項について特定空家等の所有者等の同意を得て、当該措置を講ずることができる。

２　市長は、前項に規定する措置を講じたときは、特定空家等の所有者等から当該措置に係る費用を徴収するものとする。

（公表）

第６条　市長は、法第１４条第３項の規定による命令を受けた特定空家等の所有者等が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令に従わない者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 当該命令の対象となった特定空家等の所在地

(3) 当該命令の内容

２　市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に、意見を述べる機会を与えなければならない。

（警察その他の関係機関との連携）

第７条　市長は、次の各号に掲げる場合において必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に、当該各号に定める事項を提供し、必要な協力を求めるものとする。

(1) 法第９条第２項の規定による立入調査を行う場合　空家等に関する情報

(2) 特定空家等に関し必要な措置を講ずる場合　法第１４条第１項に規定する助言若しくは指導、同条第２項の規定による勧告又は同条第３項の規定による命令の内容

（君津市空家等審議会）

第８条　次に掲げる重要事項を調査審議するため、君津市空家等審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

(1) 空家等の危険度の判定に関する重要事項

(2) 空家等に対する措置に関する重要事項

(3) 前２号に掲げるもののほか、空家等の適切な管理に関する重要事項

２　審議会は、委員５人以内で組織する。

３　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

４　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４５年君津市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表自然保護審議会委員の項の次に次のように加える。

空家等審議会会長	〃　　８，６００	〃
空家等審議会委員	〃　　７，７００	〃